

滬上小言

▲更らに親善の度

を深ふすべし▼

支那政局の如何は我等の最も注意を要する事なるは今更ら云ふ迄もなき次第なり、然れども一方に於て我等は支那と日本との關係既に頗る密接なる際に於て更らに其の關係を親

善ならずしむるの必要ありとなすもの
た、而して此の如き關係を増進せし
むるの道は如何、これ我等の此處
に之を記述せんと欲する所なりとす
凡う一の國家と他の國家との交誼
を親善ならしめんとするには相互の
政府と政府の間に如何なる默契あり
とすとも到底其の目的を充分に貫徹
し能はざるなり、政府の當局者のみ
が獨り之を行はんとして如何に盡力
するとしても相互の國民の國民は
全然交渉の地位に置かれては何だ
しても此の目的は達し得られざるべ
は敢て我等の言を俟つを要せざる

なり何人も此の事明白に承知し得る所なりとす、
故に支那と日本との關係に於ても同様に單に形式的の辭令の上に於てのみ此の兩國の關係は頗る親善なる交誼を有すと云ひしとて其の實際なれば何の益にもならず、政府の當局者が互に此の如くに語り合ひたりと何等の結果を齎らし難かるべし今日に於ても既に支那の國民と日本の國民との關係は特別の間柄にあるは勿論、兩國相會して語るときは萬事打解けて何事も遠慮なく意思を疏通し得つゝあれども、我等は更に互に進んで相往來するの機會を多からしめ、會とか俱樂部とか云ふ多數の者が一堂に會しての交際以外に個人と個人とが互に會見するの場合多からん事を希望する者支那及び日本の有識者が個人的に往來し、商業に従事する人も亦た冠婚葬祭等の事に至る迄互に自國同様の交際をなす迄に交際をなし互に相利するの所ある事を要なきに殊に支那と日本の資本を共有せしめたる會社の他の事業の如きは出来るだけこれを獎勵し成功せしむるに盡力するの必要あるべきなり、
之を例せば中國興業株式會社の如き其の何人が發起したるやを今日に於て彼は云ふは本來の趣旨が日本と資本を共有し支那に於ける商業の發達をなすに盡力せんとするに在る以上は支那人も日本人も此の如き事業を助長せしむるに於て出来る丈の事をなし、所謂有終の美を得せしむる事を必要とすべきなり、
其の他既に上海其他の地に於て支那人と日本人との共同事業の在るするも決して少なからず、苟も此等の事業にして眞に誠實なるものに

互に助長するものなる以上は皆之をして間違なきものなる以上は皆之を功を長しむる様に之を奨励すべし、若しそのやり方にして不都合なる點ありとせんか之に對直接苦言を呈し、折角やり出したる者を中途にして不成功に終らしむべきにあらず

此の如く支那人と日本人とが實隙上支那の事なり、日本の事なりにつき互に協力する者は一日を増すに於て始めて此の兩國の關係の親密の度を加へ得るを見るべきなり、從來支那人と日本人との共同事業を發起したる場合に日本人のみ本氣になりて支那人側はた形式的に之に加はるる所なが、支那人諸君も今後此の邊の事情を深く考慮し、片仕事たらしめざる様盡力せん事を希望す

事は必ずしも商工業に限らざるなり、教育上の事、學術上の事、軍事上の事、農業、山林、礦山、文藝美術等の上に至る迄、東亞の文明を提て世界列國に對し之を發揚せしむる等、苟も機會あらば兩國民互に之を捕ふる事を怠らざるを要す、此の如くして始めて兩國の間柄は今日既に親密なる上に更らに其の親密の度を加ふるべきなり、從らに空言以て所謂世間の親善なる交誼あらにあらざるなり、我等は常に支那が世界の獨立國の存在せん事の東亞の平和を維持する所以なる事、日本も亦た東亞の獨立國として、東亞の他の各國の世界上に隆々たる勢力を示すものなるを主張せらん事を歡迎するものなるを主張せらん、即ち今亦た支那と日本との關係を眞個に親密ならしむるに於ての所感のを記したる決して無用の事にあらずと信す

碌々録

▲江陰の兵變も河南白狼徒の荒れ遇るもの乃至は各地の騷動も皆な軍人共が騷動にかこつて軍瞭解散を免れ様とする手段に過ぎまいと見る人がある▲ううすると之れ全く袁君を中心とする軍人跋扈の表現である若し之を事實とすれば糊口の道の絶ゆるを恐れる兵士が此指金に乗りて兵變を起すのも無理はない▲こんなあるまい、側が皆こんな手合で固められて居るのだから、そうでもない譯だれば大總統の役目が務まらない譯だ▲近頃八釜敷上海の謠言は亂黨壓迫から流布されたと云はるゝがそれと儲けたのは酒手として賞與を受けた軍隊と避難民を乗せた車曳許りである▲所が支那人はこんな穿つたことを云つて居る、一體此謠言の絶へないのは第二次革命以來淋しくなつた製造局附近の車曳自分これも糊口の道を斷たない様に自勝手に出鱈目を列べ今にも亂黨が襲來する様なことを云ひ振らして避難民を引出す方便だろうだ▲さりとは車曳先生畢生の智囊を絞つたものだ云はゝ經濟的謠言であらふ▲經濟的謠言と云へば謠言が生み出した揚句の一般騷動が矢張り政治的のものを利用して經濟的の多くの野心家が之を利用し政治的にするのは少なからふ▲今少し政治的に一般が騷動する様な元氣がなけりや、憲政や共和やさては國際などと云ふにはマダ／＼容易でない

錄
々
錄

● 資本金 四千八百萬圓

(內拂込參千萬圓)

●當座預金
年貳分

定期預金 六箇月年三分
十二箇月年四分

● 小口當座預金

上 次 ヨリ ハ 一 弗 以 上 御 預 リ 可 申 候

ズ

電話 營業部二七四
輸入部〇〇七
支配人席〇〇〇

本支店及出張所

上海黃浦灘路第拾六號

 臺灣銀行

支配人 江崎眞澄
營業部(二二六五)
電話 支配人席(二三三一)

諸事精々御便宜相圖可申、
御用ノ御方ハ支配人席へ御
電話被成下度候

日本 二五五 太平洋露國專使
歐洲露國 允 朝鮮
二 亞細亞土臣其一
第七 骨茶(ストーク)
骨茶の輸出は香港に九、一九六担、
英國に一九九担、及び埃及に五一担
ありたり

第八 板茶(ダブレット)
太平洋露國に七、五七五担あり
第九 バタビヤ茶
太平洋露國に四八担あり
第十 セイロン種茶
太平洋露國に一、四四九担あり
第十一 台灣茶
第十二 印度茶
歐洲露國に四担ありたり
右にて上海より輸出せる茶の狀態
一般を知るを得たり次號に於て生絲
の狀態を記述すべし (未完)

時事雜錄

憲法問題の將來

國民黨の解散は各方面に亘りて多大の影響を與へたるが就中其の尤も甚しきは憲法問題なりとす、即ち之れが爲め憲法起草委員會は已に憲法草案一百三十三條の起草及び決議を爲し憲法會議に送付せしなりと雖も議員六十六名中二十八名の委員を失ひたれば會議を續行し殘務を辦了すること能はざるに至りたり、然らば憲法問題の將來は如何我等は少しく見聞を録して讀者の參考に供せん、憲法に對する各省の意見を分類すれば大約、(一)草案の原文修正、(二)憲法草案全部の取消、(三)新起草機關を設くべし、とする三派にして左に之を略述すれば

▲草案原文の修正派 (袁氏の主唱) 國民黨解散の主因をなせしは實に憲法起草委員會によりて起草せられたる憲法草案なりとす、即ち當時該憲法草案の成るや袁氏は直ちに之を以て、行政部を束縛し執行困難にして國家の治亂興亡に影響あるものとして全國に散して之れが反對を鼓吹し且つ總統府を代表せる委員施恩等八名を該起草委員會に出席せしめて之を爭はんとし反て該會の峻拒に遭ひ其後百方手段を講じて其の希望を達せんせしも起草委員會の主持堅くして動かす可からず茲に於てか袁氏は彼等黨黨の束縛を受けて大總統の地位を擁せんよりはとて一舉國民黨解散の命によりて該起草委員會を動搖せしめ以て自己の野望を満足せんせし、外間傳へて曰く袁氏は憲法草案に就き次の諸項に反對なりと

- 第二十二條 參議院の組織
- 第二十六條 議員が國務院を兼ね得る事
- 第四十一條 衆議院の總統副總統候補權
- 第四十二條 衆議院の國務院候補權
- 第四十三條 參議院の國務院不信任權
- 第四十四條 參議院の審判權及び免職權
- 第五十一條 五十四條 國會委員會
- 第六十四條 總統の制官制制定權
- 第六十五條 陸海軍の國會委員會決議權
- 第六十六條 陸海軍の編制を法律にて定むる事
- 第七十一條 國會或は國會委員會の解職權
- 第七十六條 總統職權後の訴訟
- 第八十條 國務總理任命に衆議院の同意權
- 第八十六條 衆議院の行政訴訟權
- 第九十七條 審判官の選任權
- 第一百零七條 審判官の選任權
- 第一百一十條 審判官の選任權

▲憲法草案の全部取消派 本派は袁氏の意を迎合せんせざる、若し該草案の全部を取消し別に特別機關を組織すべしとする者あり、河南都督、張鎮芳、南昌第六師長、馬繼賢、甘肅內務司長葉爾術等なり

▲新起草機關設立派 本派も前同様に袁氏の意を附和せる者に本派は極端に近く或は國會を解散し國會組織法を修訂し之により選舉召集一切の法案を決議せしむと主張する者にて、山東都督靳雲鵬、民政長田文烈、江西都督李純、民政長汪瑞閏、吉林護軍使孟恩遠等とす其の他憲法は總統參與公布し中外の法律顧問を會して討議せしむべしと(湖南鎮守使趙春廷)する者、憲法に世襲元首とあるを選舉に依るる外各國の組織權限を日本に倣ふべしと主張貴州都督唐繼堯、前雲南都督蔡鍔等あり、斯くの如く議論紛々たりと雖も第一の修正派尤も穩健にして妥當なるが如し、國民黨解散に與る情を拂脱せしめし袁氏か此の議を贊する偶然ならずとす、而して今や憲法起草委員會は人員不足の爲め再開すべからざるを以て近日該會の名を以て

▲憲法草案は已に憲法起草委員會より議決し本會に提出せし事能はざるが故に本會が提出せし憲法草案は印刷して分配し各自の研究に備ふ云々

▲通告を發するに至りたり、憐ひべし民黨が唯一の掣肘とせし憲法草案は斯くの如くの本質を失へり而して國會は俄かに開くべしとあらす思ふからざるに似たり

▲國會改組の派一院制を主張し或いは議員數を減すべしと云ひ各理由あるも之を要するに前參議院所定の國會組織法は必ず修正すべしと云ふにあり然れども修正の權は國務院法制局に屬するにあらざるは之を行政會議に屬せしむるか、政府派遣の委員が修正を行ふは行政權を以て立法權に立入る譯なれば之れ亦不法を免れるるなり然らば之を國會に屬せしむるか、兩院は開會中に消滅し近しい召集開會するも容易に再召集し難く國會改組も亦持たむべからざるに似たり

▲憲法草案を發表せる政府は之を奈何にすべきか、此處に推し進み更に積局的解決を求むるに非ざれば國會維持論も國會改組論も皆無意味に終り折角の民國國會は愈々無有に歸すべし、國會に助を求めんとする所謂憲法方針の發布は國會を解決するの道ありての上に出でしものなるが、去る廿六日の北京電報は國會組織法改修案に對し總統は國務院を以て各省に通告し意見を徵收せしむべしと報せり、之によりて見れば國會維持論は已に敗れ國會改組論勝勢を占めたりと見るを得べし然らば之に關する各省の意見徵集の結果は如何、向き憲法草案に對する袁總統より意見を徵集せる其因が去る四日の國民黨解散の果を生じたると同様、十二月に延期せられたる行政會議の手に落つものなるや然れども此行政會議の性質さて尙ほ疑問の中にあるより考ふれば實に予想に背しむ所なり

▲既に此の如く事情なりと見れば國會維持論と國會改組論の岐より生ずる問題たること大けは否む可らざる事實なるが如し何となれば別項の如く熊總理に對する北京新聞の攻撃は國

三菱公司上海支店
電話 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九
地址 上海四川路五五五號

栗生洋行
經理 川岸 篠太夫
諸公債株式 定期現物買賣 取扱 有價證券信託

華總董 朱 葆 三
華經理 李 健 方
副經理 周 健 吾
買辦 李 匯 東
上海九江路A壹號
電話 貳〇六六 貳貳六六

會改組を主張せば人民の反對激烈なるを恐れ陰に現内閣の無能を暴露し二三閣員措施の失策を發き自然に一般の反對を引き起し徐に機會を俟つて改組論を遂行せんと欲する現職ならざる見ればなり

行政會議の其後

行政會議の出現せるに對し我等は屢々論評を試みたるが其後の報道によれば國會の進行中斷され改組も容易ならざるより行政上便宜の爲め行政會議は臨時國會の職權を代理するものなれば固より立法の臭味を含有するものにあらざるや傳へたり

總統府と熊内閣

第二回革命以前政府對國民黨の爭執は表面ながら尙ほ雙方主義を標榜せしが該黨平定し繼ひて今次の國民黨解散ありし以來の民國國界は總統府と内閣の爭執に化し又復た一風潮を惹起するに至れり此一事は實に見通すべからざる現象といふ

諸説紛々として容易に其真相を得難き要は國會の進行中斷されたる今一種特別の融通機關なればし見るもの多きに居るが如し即ち漢字新聞に傳へらる行政會議職權の規定なるものを見るに(一)憲法案修正(二)省を州に改正する案(三)軍制軍區案(四)官制改革案(五)國際條約修訂案(六)財政稅法案(七)借款及外債償還案(八)國會に關する諸案とあ

若し資格を以て論ずるに至らば熊氏の勢力を國務總理の望無し而して熊氏は實の勢力を藉りて財政總長任を得たる其熊の變遷する其の交を斷り袁總統と離れ初め熊を國務總理に任する意無かりし只熊南人等國務總理の時より其熊の勢力を以て其熊の達に總理に任じたるものにして熊の地位なり

支那官憲の形勢

十月二十五日香港より當地に到着し數日滞在の後上京したる鍾穎氏は宣統元年駐藏大臣聯豫に從て入藏し支那軍隊の統率者となり民國成立の後駐藏大臣を西藏辦事官に改むる

新訂の稅法草案

所謂民國の稅法區分草案即ち國家稅地方稅との區別法案は財政部に於て發案起草をなし先般來國務會議に於て討論中なりしが無事之れを決議せしめて今回財政部より各省に通牒し以て左の一般を示す

第一條 國家が中央及び地方行政經費の爲めに徵收する所の稅を國家稅と爲す

東京海上保險會社 明治火災保險會社 日本火災保險會社 共同火災保險會社 東京火災保險會社

代理店 海三井洋行 (電話一八一七)

文路第壹號 山口商店 (電話三四五九)

上海本日本 社會保險 火災 運送 資本金 三百萬元 店支海上 號九第A路口界租英海上 (番六五三一話電)

▲第二條 地方自治團體が自治事務の處理經費の爲めに徴收する租税を地方税と爲す

▲第三章 現行税の區分

▲第三條 國家税の種類左の如し

一田賦、二鹽課、三關稅、四印花稅、五常關、六統捐、七厘金、八礦稅、九契稅、十牙稅、十一當稅、十二車稅、十三當捐、十四煙稅、十五酒稅、十六茶稅、十七糖稅、十八漁業稅、十九其他雜稅雜捐

▲第四條 地方税の種類左の如し

一田賦附加稅、二地捐、三商稅、四牲畜稅、五糧米捐、六油捐及醬油捐、七船捐、八雜貨捐、九店捐、十房租捐、十一戲捐、十二車捐、十三鹽捐、十四茶館捐、十五飯館捐、十六魚捐、十七屠捐、十八雜捐、十九夫行捐、二十其他の雜稅雜捐

▲第三章 新稅の劃分

▲第五條 左記各項は將來定むべき國家税と爲す

一登錄稅、二通行稅、三遺產稅、四營業稅、五所得稅、六出產稅、七紙幣發行稅

▲第六條 左記各項は將來に於て規定すべき地方税と爲す

(甲)特別稅 一、家屋稅、二、國家不課稅營業稅、三、國家不課稅の消費稅

(乙)附加稅 一、營業附加稅、二、所得附加稅

▲第四章 地方特別稅及附加稅の制調

▲第七條 地方特別稅にして國家税に妨礙あるものは財政總長其の徴收を禁止するを得特別稅中財政總長が不正と認むるもの亦同し

▲第八條 地方附加稅は左の制限を超過するのことは得ず

一、田賦附加稅は百分の三十を超過することを得ず

二、營業附加稅は百分の二十を超過することを得ず

三、所得附加稅は百分の十五を超過することを得ず

▲第九條 偶々特別事故ありて附加稅の規定數を超過するときは財政總長の認可を経るにあらざれば前條の制限を超過するを得ず

附則

▲第十條 本法は公布の日より施行す

▲第十一條 本法施行前に於て賦加徴收の租税は其の性質附加稅と同じく國庫の收入に歸するものは未だ賦稅を整理せざる以前は尙國家税と爲す

▲第十二條 各項新稅法實行の時凡舊稅と新稅と相低額するものは之を廢す

▲第十三條 各省編制預算は地方費は專ら地方税を以て支辨し不足するときは内務部に呈請して確定の上は中央より之を補助す

是れ實に民國稅法區分法の草案とす、由來法網の整然たるに比し、實行の之に伴はざるは支那人の特色なり、況んや約法の規定により憲法起草委員會にて起草したる憲法草案すら少く施行に不便の個所あれば敢て之を修改せんとする強力の勝手な時代なれば、假令本案にして斯くの如く規定するも、若し將來實施に都合の個所あれば復た憲法草案と同様の運命を見るに至るべし、我等は一切に本案の完成に遵守施行せられん事を望む

▲支那關稅引上問題

▲現在五分稅率に引直したる貨額

現在的外國棉糸輸入稅

▲支那關稅引上問題

▲現在五分稅率に引直したる貨額

現在的外國棉糸輸入稅

▲支那關稅引上問題

▲現在五分稅率に引直したる貨額

現在的外國棉糸輸入稅

▲支那關稅引上問題

▲現在五分稅率に引直したる貨額

現在的外國棉糸輸入稅

▲支那關稅引上問題

▲現在五分稅率に引直したる貨額

現在的外國棉糸輸入稅

▲支那關稅引上問題

▲現在五分稅率に引直したる貨額

現在的外國棉糸輸入稅

は百斤に付き九匁五分の從量稅にして當時百斤の評價を海關兩拾九兩壹匁五拾八兩九匁に規定したり(一俵三百十斤建として)

故に之れを過去三年の市價に改正し即ち

輸入稅 一、六五〇〇

碼頭半稅其他 〇、〇八二五

仔口年稅 〇、八二五〇

計 二、五五七五

即一俵三百十斤に付 七、九二八二五

となり若し支那糸が現行の儘とせば日本糸は現在の日支棉糸の課稅差額よりも更に壹匁に付約貳兩三匁乃至參兩四匁を多く負担することとなるべし

因に是れ自ら支那紡績を保護する結果を齎らすものにして或は日本政府の反對を恐れて可否は分明ならざれども最近當地利關は北京總稅務司の訓示なりと稱し當地或紡績業者は將來支那糸の稅金を五分率に引直さんとする旨を内達せり

當地當業者は勿論之れに反對し「目下支那政府の各國に提議せるは單に輸入稅のみにして是等 Cotton Duty には何等關係を有するもの非ざるを以て増稅の理由なきを主張して大に反對運動を起さんとなしつゝあれば日本糸の輸入稅を引上ぐると同時に之れが均衡を保たしむる爲め支那糸稅金引上ぐべし」とは到底容易の事に非ざるべし

假りに此支那糸稅率引上を爲し得るとするも其實行果して期待し得べきや疑なき能はず殊に稅關を通過せざる厘金をも共に正確に引上ぐることは到底望むべからず及ばざるの心は更に吾人の想ひ及び官吏の手心は例へば現に張養が經營せる通州に於ける二紡績業の如きは全然一切の課稅を免かれ之

現貨五分率に改正すれば現時の輸入稅に比し更に六七割を増加せられたる即ち棉糸壹俵九拾九兩と見做し百斤壹兩六匁五分を課せられるべし

又

一、六五〇〇

〇、〇八二五

〇、三二八六

二、〇五一

六、三三八四

が代價として少許の資金を南京政府に納付せるのみ此種の內協定は外間者の窺知するを得ざるものに一旦五分に引上ぐるも他日幾多の形式により之れが輕減を行ふを保せざるなり即ち支那糸稅金を引上げたりとて之れに安心して輸入稅引上を承認すべきものに非なり

又今回の改正は世論の最も喧しきマツク條約に依る壹割貳分五厘稅制に比し我棉糸に對し不利なりとなれば後者の場合日支兩糸の負擔差一俵に付貳兩五匁なるに今回四兩貳匁乃至六兩の差を生ずべし

▲支那紡績は日本紡績に比し能力如何

支那紡績は割安の土產原料を用ひ且つ稅金諸掛の少なきを以て其製造原價は日本紡績に比し棉糸壹俵に付き十圓方安き是我當業者諸氏の既に熟知する、所なり而して其製品は目下江浙浙江に需要する十六手以下棉糸三十五萬俵を獨占し近時は漢口天津青島に到る迄で棉糸消費額(單位俵數)

三十九年 四十年 四十一年 四十二年 四十三年 四十四年 四十五年

英糸輸入額 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三

日糸輸入額 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三

支那糸製造高 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三

支那糸消費高 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三 一、三三三

▲支那紡績は日本紡績に比し能力如何

支那紡績は割安の土產原料を用ひ且つ稅金諸掛の少なきを以て其製造原價は日本紡績に比し棉糸壹俵に付き十圓方安き是我當業者諸氏の既に熟知する、所なり而して其製品は目下江浙浙江に需要する十六手以下棉糸三十五萬俵を獨占し近時は漢口天津青島に到る迄で棉糸消費額(單位俵數)

▲支那紡績は日本紡績に比し能力如何

支那紡績は割安の土產原料を用ひ且つ稅金諸掛の少なきを以て其製造原價は日本紡績に比し棉糸壹俵に付き十圓方安き是我當業者諸氏の既に熟知する、所なり而して其製品は目下江浙浙江に需要する十六手以下棉糸三十五萬俵を獨占し近時は漢口天津青島に到る迄で棉糸消費額(單位俵數)

此の際の御申込は便利にして最も好機會なり

△我が社の組織 株式會社の如く利目的でなく保險契約者は即ち社員にして會社の主權者なり

△我が社の利益配當 目下毎年四の配當を爲し居り、生存中利益當を受け而も萬一の場合には保險金受取る事勿論なり

囑 託 醫 生 立川秀一

▲支那は幾何の綿糸布を消費するや

論する者あり曰く支那に四億の民衆あり綿糸の需要は無限にして假に一人に對し一匁を要すとせば四億匁を要すべし然るに現在支那紡績は僅に九十萬鐘に止まるを以て尙ほ此上如何に支那紡績物與其共恐るゝに足らず必ず供給の大部分は本邦に仰がざるべからず本邦紡績の前途と洋々海を望むが如し然れども此種の言説は無稽にして稍根據を缺ける嫌なきか、支那は一年果して幾何の綿糸布を消費するや殊に統計の不完全なる支那に於て正確なる數字を擧ぐるに困難なり

▲我が社の仕拂 我が社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も敏速也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障ありし事なし

▲案内書は大倉洋行へ御

▲我が社の仕拂 我が社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も敏速也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障ありし事なし

▲案内書は大倉洋行へ御

▲我が社の仕拂 我が社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も敏速也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障ありし事なし

▲案内書は大倉洋行へ御

▲我が社の仕拂 我が社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も敏速也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障ありし事なし

▲案内書は大倉洋行へ御

▲我が社の仕拂 我が社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も敏速也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障ありし事なし

▲案内書は大倉洋行へ御

星明の界 險保命生

圓萬百三千五高約契 諸 圓萬拾九金備常立積員社 諸 (在現來月二十年元正大滿去年九業創)

社會互相險保命生田代千

店理代海上 行 洋 倉 大

囑 託 醫 生 立川秀一

（未完）
如。薄彼天下志。

本紙に登載せる自狼の事、掠奪す

に登載せる自狼の事、

年十二月十三日は大清徳宗景皇帝孝孔子の偉大なるを知れり祀孔に關

月十三日は大徳宗景

孝 孔子の偉大なるを知れり祀孔に關し

、京成、上海、漢口、馬尼

10

租界その他の租界に當

て各停車場にて徴集する

冊

濟南政府に申請

しめ局を纏むるは

Source: Quinlan and Heston, 1993.

其聯絡紹介せる金額を

Source: Quinlan and Heston, 1993.

100

● 河南浙川廳(石綿)
る石綿礦を發見せり

河南の礪山 工部郡は河南
行政公署に調電して河南は古來銅鐵
の産に富む近時鐵道擴張したれば廣
く資本を集めて礪山の開掘を計るべ
しと命ぜり依て謝實業司長は之を管
内各縣に轉知して銅鐵礪産區域の調
査を命じたり

●露人の外蒙金礦 外蒙古に於ける礦山の中最も豊富なるは金礦なり先年外蒙古獨立を宣言してより露人の乗ずる所となり重要なものは大半露國資本家の掌中に歸せり今

▲モンクフル會社は頃者土謝圖汗及び扎薩克圖汗管内の金礦を獲得し其區域甚だ廣く長さ千百露里幅八百露里に達せり同會社は已に土謝圖汗方面より探掘に着手せり

▲カコナイイ會社は一九一〇年已にトラカサフスク南方に一大金礦を獲
得し採掘に着手し本年に至る迄砂金
三百三十ブードを採集し一九一一年
の純益三十八萬ルブルに達せり近
日又外蒙古の各地に六個處の金礦を
獲得し今春より試掘を始め烏拉爾金
山の技師一名助手二を招聘し采掘の

準備を爲せり
▲スサノル會社は二十萬ルーブルを
投じて庫倫西方に七個處の金礦を獲
得したり同礦山は元蒙古人の經營す
る所なりしが採掘法宜しきを得ず産

據に大規模の經營を始めたり尙庫倫政府と交渉中の一大金礦ありと云ふ

業會社にして資本千萬元以上の者五
個處百萬元以上のもの五個處あるに
過ぎず礦山法の制定は勿論必要なる
も之を勵行するの人材は更に必要な
り宜しく例を日本に取り各省に礦務
專局と授意すべし第三支那資本家は

前×後、六蘇冠車着前×七普通

有地内より礦物の發見せらるゝとき

歸東莞善堂英德三水新寧恩平及百花花
 的方是古來石灰石之富
 利益配當の率を定めんと欲す
 礦山の例に從ひて鑛山は總て國有に歸
 當を要求するものあり依て政府は外
 石灰輸出に廣東 廣東省東
 廣東省東

代には奸商私かに採掘して香港に輸出するものあり政府は堅く禁止し來りしに光復の役鄭盛等三人香港の青洲土廠(米人經營の石灰製造所)と契約して採掘を始め檢舉する所となり

之を運送せる陳婦は税關より押收せられたり外人は其不當を鳴らし省民は利權の外溢を訴へて已ます省長は輸出の禁止を解き交渉を結了せんとする意あり目下交爭中なりと云ふ

舊縣は錫の産出を以て名あり數年前より廣東人等百万元の資本を以て個舊の附近なる鼓山廠に寶興工場を開き業務繁盛を極めつゝありしが十一月六日夕刻四百餘名の匪羣突如として同處を襲撃し巡警兵勇を撃退して多額の金品を劫奪したりと云ふ

借款彙報

銀行團代表は熊總理と會見し三回の
會議を經たり即ち(一)第一回會見は
十五日に行はれ其結果金額を二千五
百萬磅と定め前清時代に前渡せる四
千萬磅を先づ償還し地租以外の收入
以て抵當と爲す事とし(二)二十六日

第二回交渉に於ては第一回議定の各條件を認定せる外北京に中央銀行を設立し幣制整理の機關たらしめ外國人を聘して該銀行監督と爲す但し財政を監視するの權なしと定め(三)十

第二、兩次の議定條件を本國政府に報告し、調令を俟ち許可あり次第再び開會して具體條件を列記し契約の大綱

借款彙報

浦信鐵道借款 調印済となれる事既報の如くなるが年内に全額三分の一を交付し六個月以内に殘額を拂渡すべしと

鹽務借款 鹽斤の値上げは各省とも已に實行し鹽稅の收入愈々増大し而尙餘額を抵當に外債を借入れ鹽務の整頓を爲さんとする意圖あり張駐米公使は此項之に關し米國資本家ストウオウを紹介し來り同氏は現金三百萬金弗を用意し北京政府の回答を待ち北京に來らんとす

繼續借款 民國三年度の軍事費及び行政費は外債を以て支辨せざるべからざるを以て總總理は五國銀行團代表に數次商議せるに於て總總理は更に二千五百萬磅を借入れ前後合計五千萬磅と爲し條件は一切前回の借款に準據する事に在り支拂の曲體は大體に於て贊同したれど鹽稅は已に折を價格に據する事に在り此當となり更に抵當と爲すべからむを得ず租に依らんとする意圖ありとの如くなるも種々の紛糾糾紛せる事情ありて交渉容易に進行せず

●行政借款　熊總理は臨時の急需用に應せんが爲めに少額の行政借款を五國團以外の米國に求め伯萊爾氏より金額四十萬磅（十二月及び明年二月半額づゝ二期拂渡し）年利五百分の二を以て担保と爲し已に調印を

此程支那政府に對し借款條件の大

鐵道會社取締役李敬文は私かに瀝豊
鐵道借款の紛議 廣東粵漢

銀行より一千百萬元の借款契約を締結し、廣東省内の該鐵道全線を敷設せしむと目論見、地主總會の期を待たず、

ありしにかくと聞ける株主等は粵路を斷送するものなりとて大に反對を十一月五日廣東省議會も亦臨時會を開きて之が調査を開始し契約の内容を鑑み金千百萬元年利七分全線の財産を抵當とし先づ百萬元を交付し六ヶ月の後千萬元を拂渡す該銀行は材料供

人年來の目的たる廣東省の利權獲得
に向て一步を進むるものなるを看破
するに及び擧て之に反對し北京政府
に陳情書を提出せり

● 遠洋信託の月費
處を北京に設くる事となりたるが英國公使ジョルダンは之に反對し水利を治めて乾出し得たる良田は工費の半額を償ふに足らず又某國人之に投資せんとするは別に目指す所ありと

其借款に反對せんとするの意あり
と新聞報は報せり
●江蘇借款拂渡済み 韓省長
より獨逸商店に交渉中なりし四十萬
兩は二十日已に支拂を了し南京に到
達せり

報

居れり勿論這是因襲久しき制度の變更にて所謂地方制度の根本を覆へするものなれば政府部内に於て賛否の論紛々たれば未だ決定せるものに非らざれども時節柄參考に價するを以て以下之を簡潔に記す。

直隸

懷柔 涿 房山 霸 文安
大成 保定 薊 平谷
▲滄 州城 天津

●
州制一覽表

電力、電燈、電車、電
電話用機械及器具
鐵道蒸汽鑛山、紡
機械及器具
各國電氣會社製電
機械及器具
輸入輸出及
製造販賣

東京
大阪
福岡

西曆壹千九百拾年
白耳義國ブラッセル

上海
贈藥公會
國家

九章綢



DIPLOME GRAND PRIX

京城時

萬國大博覽會
一千九百十年
莊利
得

優等名譽褒狀受領

兼買

提供

本店 田組

京橋區元救寄屋町四丁目七番地
電話新橋二六二、二六三、二六四
振替貯金口座番號一九九一四

大 阪 支 店

北區永樂町二一九
電話東區三八四八、三八四七

東中州二三六
電話四四六三

敬號は開店以來五拾有餘年に相
成り品質の優秀と價格の低廉を
るを以て内外人士より多大の
御愛顧を蒙り居り候既に去る而

曆壹千九百拾年乙耳義國ブラッセルに於て萬國大博覽會開催の節は敝號よりも各種の織物類を出品致候處上掲の如き優等名譽褒品を受候仕候以來業務の發達と共に貴國の當地に留各位より一層の御引立に預り候段奉謝

候下諸國各種織物の原價も
 般騰貴致居候得共今後は現金販
 賣に致し從來の通り價格低廉に
 て御取引申上候のみならず品質
 も精選の上不拘多少御用命に應
 じ申候間不相變御愛顧御引立の
 程偏に奉願上候

支那產各種吳服商
老九章吳服店
支配人 呂葆元
上海英界棋盤街五〇二
電話三一六九番

老九章支店
天津日本租界旭街

波丸にて歸東。 杭州に出張中
の所去る二十三日回國。
久榮復氏(海軍大佐) 記
田郷長より嚴島
艦長に來る。同氏は去る二十七日乗船
にて漢口へ歸來する。八幡丸にて歸東
村井啓次郎氏(當地滿鐵準頭所長) 南支那地
方觀察の爲め去る二十八日三島丸にて香港へ向
ふ。佐原眞介氏 先に政況觀察の爲め北京に赴き
る。本社の同氏は本日田郷の筈

上海港
船舶
出入統計

に至る一週間中上海に出入せし内外汽船の總計は二百九十二噸にして内入港船舶は百〇九隻、十九萬五千五百二十六噸、出港船舶は百十七隻、十九萬九千七百六十六噸に上る、其詳細は左の如し。

●
郵船
虹山
口在
庫品

(日清の一部を含む)

[illegible]

● 上海港
輸出入統計

一週間に於ける上海港と、日本主、朝鮮、台灣、大連間貿易の形勢は左の如し、但し海關日報發行の日に掲載されし貨物は即ち其日に輸入ありしものと假定す

●輸出の部

[illegible]

▲輸

一、

六 麥稈 其田白	二担	屑蠟	四担	竹竿	元担	染粉	二天兩
乾蠟	三九担	蘭綢	二担	木綿糸	五担	金巾(染)	一五反
〇剛毛	三担	肌衣地	二打	絹(ツツ)	元担	支那靴	七兩足
七 半毛 膝掛	三〇枚	合皮	〇枚	網(ツツ)			
四 皮革	元担	金ドロス	五担				
生銅	三担	チンナパー	二担				
九 糸糸	五斤	刺繡	一斤	錫箔	五担	汗襦袢	二〇打
〇絹布縮編類	三斤	細綾木綿	五反	海象齒	二担	赤砂糖	三三〇担
嘸白金巾	二九反	晒金巾	二九反	綠茶	五担	割麥	三〇担
八 手提ガパン	四打	肌衣類	四打	肌衣類	六五打	割麥	三〇担
玻璃瓶	四〇〇個	イチブ水	一担	白蠟	八担	白金巾	五〇反
五 麻袋	六〇枚	綿絲	三担	手袋類	九〇〇打	綿ネル	一〇三枚
(一)朝鮮への輸出				海參	一担	棉肌衣地	四萬碼
陶器	一担	カシア	二担	皮トランク	二個	裁縫器械	一〇台
漆	二担	クリム	一〇打	乾鮑魚	二〇担	軸木	四〇担
(二)台灣への輸出				經毛布	一九反	硫黃(未製)	五担
大豆	五担	豆腐	三担	海屑	六担	錫	二七七担
粟	五担	瓜子	五担	鹽魚	一八六三担	鮮魚	五担
西洋菜類	五担	瓜子袋	二〇〇枚	乾乾魚	五三担	昆布類	二六七担
四(大連への輸出)				漂白粉	一七担	精糖	四三三担
晒金巾	二反	白金巾	三〇反	石炭	六六三担	黃銅線	二二〇担
晒粗布	二九反	粗布	二五五反	黃銅板	二二反	軟木	二二六七担
綿布類	七五反	七〇〇枚	反	天竺木棉	二九〇反	綿縮	一四四反
綿手巾	七五反	縮入毛布	一五枚	被面	七五七枚	フット袋	一四九枚
毛入ネル	一三〇反	吳呂(白)	二〇〇反	時計	一四〇金	魚翅	七担
ビロキス	三〇碼	印度綿絲	二〇担	綿絲	九三六担	乾蛤	三担
アングス	二担	アイロン	一五担	林檎	五元五担	麥酒	一担
アングス	二担	紙捲煙草	五担	洋傘	五元五担	麥酒	一担
ビウゴン	四七五担	紙捲煙草	五担	積皮	四担	ハム	一担
麥粉	四七五担	紙	一七担	推茸	一五担	淡菜	一担
南京木棉	六担	紙	一七担	末織過印	三九担	グツデン	一担
コウストン	七担	精製糞	五九碼	字紙	三九担	グツデン	一担
タオル	一〇打	鐵製糞	二担	藥板紙	三九担	日本酒	一担
米	二四担	水砂糖	三担	洗潔石礫	五五担	蝦米	三〇担
天鵝絨線	五三碼	裏衣表型	八八碼	構丁箱用經木	五五担	チンパ	五〇打
綾木綿	五反	ジントジャ	四担	手摺ガパン	五〇打	冬帽	七打
連根	三担	紋銀	五〇〇〇兩	無線水	六五打	靴下類	二〇六打
香港弗	七〇〇兩	メルトン	一六六碼	清涼水	六打	靴下類	二〇六打
		クロス	二二六碼	無線水	六打	靴下類	二〇六打
		ボタン類	二五五五	草金入	五元五		

賣販版出籍書種各の向那支

賣販次取籍書那支ひ及本日

器樂琴風び及具動運具房文

類品用店商び及社會校學各

上海河南路（工部局北隣）

東亞公司書藥局

(電話一七三四)

賣販造製藥賣種各他其水月日藥目

賣販手一等飴田淺活胃湯將中丹仁

藥賣各本日び及品藥用業工用療醫

品粧化他の其粉磨齒油香水香鹼石

燐寸 (六厘) 一五〇	絹布縮類 壹斤
人參 七五七斤	醬油 英担
鳥子紙 一〇	八角 壹担
緋天竺木 四〇反	綾木角 四〇反
玉葱 一五担	木綿糸 壹担
脂膏 三三担	硫酸 壹担
梅樹皮 二担	鑄鉛魚 二八担
木炭 一五担	枕木 (硬木) 壹担
板軟木 (三) 貳拾	木片 六〇〇担
晒粗布 二〇反	剪衣地 五〇〇担
綾木棉染 (四) 貳拾	剪刀 三〇〇担
ツール 二〇担	靴 五頭
酒精 二四担	クロール 二四担
天鵝絨 一五〇碼	綿織物 二担

(一)朝鮮よりの輸入(無し)
 (二)台灣よりの輸入(無し)
 (三)台灣よりの輸入(無し)
 (四)大連よりの輸入

絹屑 二担 豆油 六四担
 銀貨 五〇〇兩 金錠 五〇兩

金融市況

(自十一月廿一日至同月廿七日)

銀貨及爲替相場	漸次下降の傾向あり
支那の投機相場	支那の投機相場は中印に印度正金銀行破産申請願下げるの爲め人気が衰へたる如くなりし一時の暴落に反し次第に下降し次第に當地市場は支那の投機相場の暴落に過さずして平穩に定かならず
直銀塊	倫敦電 日本向電
廿一日	272 272 773
廿二日	265 273 773
廿四日	263 273 773
廿五日	263 273 773
廿六日	273 273 773
廿七日	273 273 773

▲金融市場 金融界依然沈滞其数字の如き殆んど不變なり左の如し

銅	千兩	千兩
銀	千兩	千兩
金	千兩	千兩
銀塊	千兩	千兩
銀貨	千兩	千兩
銀幣	千兩	千兩
銀紙	千兩	千兩
銀票	千兩	千兩
銀券	千兩	千兩
銀債	千兩	千兩
銀利	千兩	千兩
銀息	千兩	千兩
銀分	千兩	千兩
銀厘	千兩	千兩
銀毫	千兩	千兩
銀絲	千兩	千兩
銀粉	千兩	千兩
銀屑	千兩	千兩
銀末	千兩	千兩
銀渣	千兩	千兩
銀灰	千兩	千兩
銀土	千兩	千兩
銀砂	千兩	千兩
銀粉	千兩	千兩
銀屑	千兩	千兩
銀末	千兩	千兩
銀渣	千兩	千兩
銀灰	千兩	千兩
銀土	千兩	千兩
銀砂	千兩	千兩

▲各種商況

一般商況 爲替相場劇變せる爲め輸入業者の打撃甚しく取引不活潑にして開港の狀態あり而して一方内地の機織を見るに之を文景氣にて商に支離なりと稱するも此は各地に遍漫せる紙幣の影響尤も多に居るもの如し現に

廿五日	六〇	一五〇
廿六日	六〇	一五〇
廿七日	六〇	一五〇
廿八日	六〇	一五〇
廿九日	六〇	一五〇
三十日	六〇	一五〇

文路第三三〇號
 廣光堂大藥房
 電話 四三二五

山口商店
 電話 三四五九

上海日興路一五〇
 電話 四〇七五

▲各種商況

一般商況 爲替相場劇變せる爲め輸入業者の打撃甚しく取引不活潑にして開港の狀態あり而して一方内地の機織を見るに之を文景氣にて商に支離なりと稱するも此は各地に遍漫せる紙幣の影響尤も多に居るもの如し現に

▲山貨 九〇〇
 ▲他社 一八六三
 ▲開港 四八〇〇
 ▲唐津 三〇〇
 ▲筑波 一〇、六七三

▲砂礫 砂礫界は急々沈滞にして開港の極に達せり昨今開港時期が今年には多少地方需給の氣味もあれど最も大なる原因は金融狀况の惡きに依る

▲大豆 爪哇引買、南支那向きの買入、日本引合、亦爲替好調に抑らず、蘇州大豆に比し、割高の爲め商況は沈滞なり

▲小麥 麥粉市況不振の爲め各製粉工場原料の買付手相の狀態あり

▲江北上物 二兩七角七分
 漢口上物 二兩七角五分
 漢口下物 二兩七角五分

▲赤小豆 大粒物者少く製粉に好適買入あり市況之爲め強固にして目下下値へ値三圓八角外毎年の着荷約百石、小粒物之れに連れて氣配強

▲小麥 麥粉市況不振の爲め各製粉工場原料の買付手相の狀態あり

▲倫敦銅相場 銅況依然不活なり今最近三日間の倫敦入電によれば相場左の如し

廿六日 六六、二六
 廿七日 六六、二六
 廿八日 六六、二六
 廿九日 六六、二六
 三十日 六六、二六

▲石炭 石炭商引合を受くる日本の需要供給不調の爲め容易に商議成立せざるが當地の在庫不足の爲め尙ほ一層急進し、運賃は若松海運元四十四仙を唱へ居るが江一帶水少き爲め石炭船の湖江六つがくなく今本月十日より同二十日に至る炭輸入高を掲ぐれば左の如し

▲海產物 三池炭 八三三八
 三池炭 四六六八
 三池炭 一、六九〇

▲海產物 三池炭 八三三八
 三池炭 四六六八
 三池炭 一、六九〇

製造元 帝國礦株式會社

輸入元 永井分行

電話 一五八四

三 矢

平野水

サイター

ジンジャー

オレンジ

虹口吳淞路

宮本商店

虹口市場前

松本商店

電話 三〇五五

本紙定價 (前金)

一部 銀十兩 支金 十兩

二部 銀十兩 支金 十兩

三部 銀十兩 支金 十兩

四部 銀十兩 支金 十兩

五部 銀十兩 支金 十兩

六部 銀十兩 支金 十兩

七部 銀十兩 支金 十兩

八部 銀十兩 支金 十兩

九部 銀十兩 支金 十兩

十部 銀十兩 支金 十兩

諸印刷製本一式

上海 年浦路

電話 一八三六號

盧澤印刷所

發行所 春申社

電話 三〇八三

振替口座 福岡四七〇五番

本紙掲載廣告の料金は行數の多少掲載期間の長短に依り特許印刷可換後開用の方は確書又は電話三〇八三二七三にて御一報被下度候

編輯兼 上海路二七三 佐原 篤介

發行人 上海路二七三 盧澤 多美次

印刷人 上海路二七三 盧澤 多美次

電話 一八三六

發行所 春申社

電話 三〇八三

振替口座 福岡四七〇五番

線通交捷最絡聯亞歐

◎急行列車ハ最新式ノ一、二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分

安東發 月、水、土曜日午後四時四十分

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

奉天發 同 午後二時四十分

釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船ニ接續致候

歐大	亞連	間	行	程
哈爾濱	莫斯利	聖彼得堡	柏林	倫敦
二十四時間	十日間	十日間	十一日間	十二日間

館旅道鐵

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ

設備完全 食物精選

大連市外星ヶ浦ニハ海岸はてるアリ

路航海上連大

使用船

神戶丸 九三八七六噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繫留

速力 神戶丸九十九海里航海時間三十一時間
神戶丸九十四海里航海時間四十一時間

炭順撫

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

(MANSEN)號略報電

(YAMATO)號略報電

社會式株道鐵洲滿南

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公東市連大 社本○

(MANTETSU) 號略報電 (番九一二連大) 金貯替振